

日高市公民館利用団体の登録等に関する基準

1 登録申請の基準について

原則として次にかかげるすべての項目に該当するものは、公民館利用団体登録申請をすることができる。

- ① 社会教育に関する事業を行うことを主な目的としていて、自主的、継続的、計画的な活動を実施するもの。
- ② 団体に代表者がいるもの。
- ③ 明瞭な経理が行われ、年1回は団体員に会計報告が行われているもの。
- ④ 団体の構成員が概ね5名以上で、さらに半数以上が市内に在住または在勤・在学者であるもの。
- ⑤ 団体の代表者が、市内に在住または在勤・在学者であるもの。
- ⑥ 団体の活動内容を会員の総意で決定しているもの。
- ⑦ 入会希望者にも十分な配慮を心がけているもの。
- ⑧ 社会教育法第23条（公民館の運営方針）の規定に抵触しないもの。

2 登録申請の方法について

公民館利用団体登録申請をする場合は、次の書類を公民館長へ提出しなければならない。

- ① 公民館利用団体登録申請書（様式第1号）及び名簿（様式第2号）
- ② ア 活動計画書及び予算書
イ 活動報告書及び決算書（年度末提出可）
- ③ その他公民館長が必要と認める書類

3 登録について

公民館利用団体登録の基準に適合すると認めるときは、登録団体一覧表に掲載する。

4 登録事項の変更等について

- ① 登録内容に変更があった場合は、公民館利用団体登録申請書【変更】（様式第1号）により速やかに公民館長に申請するものとする。
- ② 登録の有効期間は、その年度の3月31日までとする。
- ③ 登録内容が実情と異なる場合または、登録の基準に適合しなくなったときは、登録を取り消すことがある。

5 登録団体への援助について

- ① 登録団体は、公民館利用割当会議等において、計画的に施設を利用することができる（登録されていない団体の予約は割当会議等終了後となる）。
- ② 団体員募集等の協力
- ③ 登録団体一覧表及びサークル紹介カードの掲示
- ④ 印刷機及び複写機の利用（有料）
- ⑤ その他登録団体の活性化を図るための必要なこと

6 指導者の役割について

登録団体が公民館で活動する際の指導者の役割は、次のとおりとする。

- ① 登録団体からの依頼によってのみ指導・助言できるものとする。
- ② 指導の内容は、登録団体の育成及び活動に関する指導・助言等とする。
- ③ 指導者は、原則として次の行為はしてはならない。
 - ア 団体員の募集に関すること
 - イ 団体の運営及び組織への介入
 - ウ 公民館への利用団体登録申請及び利用申請並びに利用報告書の提出
 - エ 公民館備品の利用申請及び借り受け
 - オ 印刷機及び複写機の使用
 - カ その他指導者の私的団体を連想させる行為

7 団体運営の経費及び指導者への謝礼について

登録団体の経費及び指導者がいる場合の謝礼の額は、次の額を基準とする。

- ① 一人あたりの月額負担額は、2,000円を超えない範囲とする。
- ② 指導者へ支払う謝礼の額は、一回あたり5,000円以内とする。

8 その他

- ① 登録団体は、社会教育関係団体としての自覚を持ち、公民館の設置目的を理解し、その運営に協力するように努めること。
- ② 登録団体の代表者は、登録団体間の連絡調整を図る代表者会議に出席すること。
- ③ 登録団体が公民館使用料の免除を受けようとする場合は、日高市公民館使用申請書（規則第5条様式第1号）の特記事項欄にその旨を記載すること。

この基準は、平成15年4月1日から運用する。

改正による基準は、平成19年4月1日から運用する。

改正による基準は、平成22年4月1日から運用する。

改正による基準は、平成28年4月1日から運用する。

改正による基準は、平成30年4月1日から運用する。